

新庁舎建設・整備の

経過を報告します

新庁舎建設・整備の経緯につきましては

区長協議会役員の方々は昨年9月26日に

区長協議会の会員の皆さまには昨年10月26日に

それまでの経過を説明させていただいております。

その後の経過につきましては

広報きくち平成23年12月号やホームページに掲載して

お知らせしてまいりました。

しかし、区長協議会役員会にて

「市民への説明が十分とはいえないのでは」

とのご指摘をいただきましたので

広報紙やホームページの内容と重複しますが

改めてご説明をさせていただきます。

菊池市長
福村三男

建設予定地はどのようにして決まったのか

新庁舎建設につきましては、「合併後3年を目標に新庁舎を建設することとし、国道325号と国道387号間の菊池グリーンロード沿線周辺に適地を求め」との平成16年4月合併協議会における確認事項に基づき、新市になった平成17年度に基本構想・基本計画の策定に着手しております。

建設予定地は、国道325号と国道387号間の菊池グリーンロード沿線周辺に適地を求め、その合意事項を尊重し、市民アンケートや市民代表からなる検討懇談会ならびに市議会の新庁舎建設特別委員会の意見を伺い

ながら、庁内検討委員会において慎重に審議を重ね進めてまいりました。菊池グリーンロード沿線に4地点（A地点、B地点、C地点、D地点）を設定し比較検討した結果、国道387号に一番近い、D地点が候補地として選定され、花房中部2期地区畑地帯総合整備事業において用地を取得するように計画しました。

どうして一時凍結したのか

しかしながら、当時は国の三位一体の改革が進む中、将来の地方交付税の見通しなどが不透明さを増している状況や圃場整備事業の進捗状況が遅れていたこと、旧菊池市の1万人余りの署名を添えた庁舎建設位置の再

検討の要望書や旧泗水町の区長会を中心とした合併協議会確認

事項遵守の要望書が提出されました。また、文書や口頭など方法は異なりますが、議員27人の内18人の議員の皆さまから基本構想・基本計画（案）の凍結の申し入れがありました。

このような状況の中で、平成19年度には、新庁舎建設の基本設計・実施設計の予算を計画しておりましたが、建設予定地であった花房中部2期地区畑地帯総合整備事業での用地取得が遅れる状況下では無理であり、予算の計上を控え、時間をかけながら問題の解決を図る必要があったことから、平成18年12月に一時凍結すべきと判断いたしました。

一時凍結の間は何をしたのか

凍結の期間におきましては、財政の安定化を図るためにいろいろな取り組みを実施してまいりました。特に、歳出面におきましては、

①組織機構の見直しによる人件費の抑制削減においては、合併当初の職員数613人を6

年間で512人とし101人を削減

②事務事業の見直しによる事業・補助金などの整理・統合

③公共施設への指定管理者制度の導入
このような取組みにより、平成17年度から平成21年度までの5年間の歳出削減額は、8億3千9百万円、歳入増加額は1億9千9百万円となり、合計の効果額は、10億2千9百万円となっております。

また、平成19年度からは、市政の収支状況を確実に把握しながら、新庁舎建設のための基金積立を1年間に3億円、3カ年実施して9億円の積み立てとなっております。また用地の早期取得に向けて、地元の推進委員さんや事業主体であります県と連携しながら圃場整備事業の推進を図ってまいりました。

さらには、平成21年8月より学識者の皆さんとの座談会や同年11月より各種団体の皆さんとの懇談会を行い、さまざまなお意見を伺ってまいりました。その意見などを踏まえ、平成22年4月1日の議会全員協議会において新庁舎建設について次のよ

うに表明いたしました。

①新庁舎の建設位置は、合併協議会で確認されたとおりにすること

②建設予定地につきましては、花房中部2期地区の圃場整備事業の早期着工を目指し、事前換地の同意に向けて推進しているが、このまま順調に進んでも、庁舎建設は平成26年度以降となる見込みであること

③新庁舎建設基金の積み立ては、財政の許す限り毎年度積み立てて行くこと
④新庁舎の建設時期については、延期せざるを得ず、当面現庁舎を活用していかなければならないが、耐震診断調査で緊急度ランクが高く、耐震補強工事を急ぐ必要があること
以上を申し上げました。

庁舎整備に係る起債制度の変更とは

このような状況の中で、昨年1月に総務省より庁舎整備に係る起債制度を変更する通知があったことから、変更後の合併

特例債を活用した庁舎整備を行った場合、財政的に大変有利となりました。これまでは、標準単価と標準面積に基づく標準事業費（165、700円/m²）の95%が合併特例債の借り入れでしたが、標準事業費が廃止されたため、実際必要な事業費の95%が借り入れ可能となりました。

先進地の庁舎建設費の単価（35万～40万円/m²）を参考に、合併特例債の試算をしてみますと、実際必要な事業費の95%を合併特例債で従来以上に有利な借り入れができるようになり、一般財源をかなり少なく抑えることができます。

合併特例債は、後年度返済する時に国が元利償還金の70%を交付税に算入するため財政的に大変有利であるため、昨年2月開催の市議会例会で合併特例債の制度変更について報告をさせていただきます。